

第一交通をまともな会社にする会

第一交通をまともな
会社にする会
〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町
9-7労働会館東館3F
愛労連内
電話052-871-5433
FAX 052-871-5618

委員長・書記長不当解雇裁判が結審

組合つぶしの意図明らか 判決は9月27日に

6月7日、第一交通労組の成田委員長と宮田書記長の不当解雇撤回裁判の証人尋問が行われ、原告側は委員長と書記長が、被

告（会社）側は鯨第一交通の栗原課長と同社名港営業所の村井所長（共に当時）が証言に立ちました。

を組合に払っている情報を聞き、元組合員が勤務する営業所に電話し確認しようとしたこと（組合への不当介入）。書記長が勤務していた名港営業所の村井所長は、病気休職中の書記長からの復職申出について「聞いていない」と嘘をつき、書記長の車が店舗駐車場に停まっているのを“偶然”見つけ、あろうことか書記長の写真を盗撮した異常さも明らかになりました。

数々の違法行為を隠すために、会社ぐるみで組合を敵視し攻撃をする第一交通。こんな企業に未来はありません。

9月27日には判決が出されません。引き続き、署名をはじめみなさんのご支援をお願いします。

不当解雇裁判判決
9月27日(金) 13:10から
名古屋地方裁判所1103法廷

今後のとりくみ **ご支援ください!**

- 8/ 5㊦ 宣伝行動
8:00～県庁前交差点
- 9/ 9㊦ 宣伝行動
18:00～伏見交差点
- 9/11㊦ 未払い賃金裁判
14:30～名地裁201
- 9/17㊦ 書記長労災認定裁判
15:00～名地裁201
- 9/27㊦ 第一交通をまともな
会社にする会総会
18:30～労働会館本館
- 10/7㊦ 宣伝行動
18:00～名古屋駅ミッドランド前

会社から追い出すことありきの不当解雇

栗原氏は、原告側弁護士からの尋問に対し、先行した労働委員会の尋問で自身が明確に答えていた発言内容についても「覚えていない」「そのときは（自身が）そう思ってたってことじゃないでしょうか」と連発し、逃げまわりましたが、重要な事実が浮き彫りになりました。

会社側は、委員長の解雇事由として診断書の提出に応じないことなどを上げていましたが、尋問では、栗原氏が形式面にこだわらず、委員長が準備した要件を満たす書類を認めなかったり、

受け取り拒否したこと。委員長への配車拒否が勤務態度不良にあたると会社側は主張していましたが、昼時にコンビニに寄っていたことも配車拒否としたこと。入社し出庫しようとしている委員長を、別会社の酒井氏（大宝第一交通所長）や子飼いの従業員が会社敷地内で罵声を浴びせて就労を妨害しているのに、栗原氏は「止めさせてくれ」と言う委員長の言葉には耳も貸さず、自らも加勢していたこと。組合を脱退して裁判から離脱した元組合員がその後も裁判費用

10月11日に不当雇止め撤回裁判証人尋問

法廷を埋め尽くすため、傍聴にご協力ください

鯨第一交通では、70歳を超えても正規のドライバーとして働き続けることがあたりまえなのに、組合員だけ65歳を迎えたとなんに一斉に雇止めされた裁判が証人尋問を迎えます。

数々の違法行為や不正を会社に正すよう求めてきた組合員が会社から放り出されました。第一交通の無法を隠すための雇止めなど断じて許されません。みなさんのご支援を。

と き 10月11日(金)13:20から17:00

と ころ 名古屋地方裁判所1103法廷

集 合 12:50に名古屋地方裁判所前